

新型コロナウイルス感染症に伴う支援
熱海温泉使用料の減免期間を延長します



ターゲット 8.9

令和3年7月8日

郡山市財務部

公有資産マネジメント課

担当：門澤 康成

TEL：924—2051

SDGs ターゲット8.9 「持続可能な観光業を促進する」

新型コロナウイルス感染症に伴う支援措置として、観光客の減少による磐梯熱海温泉事業者への深刻な影響を踏まえ、既に実施中の温泉使用料の減免期間を延長します。

1 対象

郡山市熱海温泉事業条例第5条に規定する給湯の許可を受けている権利者であって、現に給湯を受けるもの。

2 減免の割合

温泉使用料の2/3

3 減免の期間

令和3年7月分から12月分まで（6か月分）

※既減免期間（令和2年4月分から令和3年6月分までの15か月分）と合わせ、21か月分の減免実施となります。